第八十五条の三十の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「第八十五条の二十八の二第一項第六号及び前条第七号」を「第八十五条の二十八の二第一項第五号及び前条第六号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条第三号中「規定」の下に「に関する事項」を加える。

第八十五条の三十一第一項中「第八十五条の二十八の二第一項第七号及び第八十五条の二十九第八号」を「第八十五条の二十八の二第一項第六号及び第八十五条の二十九第七号」に改める。

第八十五条の三十二第二項中「について」の下に「、顧客の求めに応じ」を加え、「作成し、備え置き、公衆の縦覧に供しなければ」を「示さなければ」に改め、同条第六項中「事項」の下に「又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）」を加える。

第八十五条の三十四第二項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

第九十五条第一項第一号及び第二項第二号中「主として」を削り、同条第十二項中「主として」を削り、同項第四号中「第九号の二」を「第九号の三」に改める。

第九十六条第一項中「及び第十項」を削る。

第百条第一項各号列記以外の部分中「認可対象会社」の下に「（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「認可」の下に「（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）」を加え、同条第六項中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可の申請等）

**第百条の二**　農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　農林中央金庫に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三　農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　当該認可に係る農林中央金庫又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二　当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、農林中央金庫及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三　農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四　当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六　農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫及びその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八　農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九　農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3　前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4　第一項の規定は、法第七十二条第十項の規定による認可について準用する。

5　法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫による農林中央金庫グループの経営管理の内容等）

**第百条の三**　法第七十二条の二第二項第一号の方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　農林中央金庫グループ（法第七十二条の二第一項に規定する農林中央金庫グループをいう。以下同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における農林中央金庫グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第七十二条の二第二項第三号の主務省令で定める体制は、農林中央金庫における農林中央金庫グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。